

国立民族学博物館先住民族等資料委員会設置規則

(目的・設置)

第1条 この規則は、国立民族学博物館（以下「本館」という。）が保有する先住民族等に関する資料について、文化的権利及び倫理的配慮に基づく対応を適切かつ円滑に実施するため、先住民族等資料委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 先住民族等のコミュニティとの公正な関係を前提とした資料ガバナンスの基本方針
- (2) 先住民族等からの要請への対応方針
- (3) 関係機関・団体との協議方針
- (4) 学術的・文化的意義及び社会的影響に関する検討
- (5) その他、館長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副館長（企画調整担当）
- (2) 館長が指名する研究部長又はセンター長
- (3) 企画課長
- (4) 館長が指名する職員
- (5) その他館長が必要と認める者

2 必要に応じ、外部有識者をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号に掲げる者とする。

3 委員長は、委員会を招集する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

- 第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長が指名する委員及び委員以外の職員をもって構成する。
 - 3 専門部会の専門部会長は、委員長が指名する。
 - 4 専門部会の運営に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取)

- 第9条 委員長又は専門部会長が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

- 第10条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年12月23日から施行する。